

## 1 騒音規制法に基づく指定地域

騒音規制法の区域区分	区域の範囲
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域の定めのある地域

## 2 規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8 時まで及び午後6時 から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50	45	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	60	60	50
第4種区域	70	70	60

特定工場等とは、騒音規制法で定める特定施設を設置する工場・事業場をいいます。

この他に、広島県生活環境の保全等に関する条例で定める騒音関係特定施設があり、規制基準は以下のとおりです。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8 時まで及び午後6時 から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50	45	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

特定建設作業において発生する騒音の規制基準

区域	【第1号区域】 第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内	【第2号区域】 左記以外の区域
騒音の大きさ	85デシベルを超えないこと	
作業時間	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	上記作業時間中の10時間以内	上記作業時間中の14時間以内
連続作業日数	連続6日を超えないこと	
作業の禁止日	日曜、祝日	

特定建設作業とは、騒音規制法で定める作業をいいます。

騒音の大きさは、場所の敷地境界線での値です。

3 振動規制法に基づく指定地域

振動規制法の区域区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制法の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制法の区域の区分が第3種区域及び第4種区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）に属する区域

4 規制基準

特定工場等において発生する振動の規制基準（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前7時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

特定工場等とは、振動規制法で定める特定施設を設置する工場・事業場をいいます。

特定建設作業において発生する振動の規制基準

区域	<b>【第1号区域】</b> 特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域内	<b>【第2号区域】</b> 特定工場等の振動規制区域のうち、左記以外の区域
振動の大きさ	75デシベルを超えないこと	
作業時間	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	上記作業時間中の10時間以内	上記作業時間中の14時間以内
連続作業日数	連続6日を超えないこと	
作業の禁止日	日曜、祝日	

特定建設作業とは、振動規制法で定める作業をいいます。

振動の大きさは、場所の敷地境界線での値です。